

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業

設計・建設工事請負契約書 (案)

平成30年 月

四 街 道 市

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業 設計・建設工事請負契約書 (案)

1. 名称	(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業 設計・建設工事請負
2. 工事場所	千葉県四街道市吉岡677番1他
3. 工期	始期 本契約締結日 終期 平成 年 月 日
4. 請負代金額	¥ _____ (うち取引に係る地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金額	本約款第4条のとおり
6. 前払金	有 ・ 無
7. 部分払金	回 ・ 無
8. その他	本約款のとおり

上記の事業について、四街道市（以下「甲」という。）と〔 _____ 〕（以下「乙」という。）は、甲及び _____ を代表企業とする _____ グループの間で締結された平成 年 月 日付け基本契約第7条第1項に定めるところに従い、添付約款によってこの設計・建設工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約は、基本契約並びに甲と _____ との間の運營業務委託契約と不可分一体として（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は仮契約であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び甲の「四街道市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に基づき、甲が市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。市議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより乙に生ずる如何なる損害についても、甲は、その責めを負わない。

仮契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、市議会の可決後の通知をもって本契約に読み替える。

(仮契約日) 平成 年 月 日

甲
四街道市鹿渡無番地
四街道市
市長 佐渡 斉 印

乙
住所
氏名
代表者 印

(仮称) 四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業
設計・建設工事請負契約書 約款

目 次

第1条	総則	1
第2条	関連工事の調整	2
第3条	請負代金内訳書及び工程表	2
第4条	契約の保証	2
第4条の2	共同企業体	3
第5条	権利義務の譲渡等	3
第6条	一括委任又は一括下請負の禁止	3
第7条	下請負人の通知	3
第8条	特許権等の使用	3
第8条の2	著作権の譲渡等	4
第9条	監督職員	5
第10条	現場代理人及び主任技術者等	5
第10条の2	管理技術者	6
第11条	履行報告	6
第12条	工事関係者に関する措置請求	6
第13条	工事材料の品質及び検査等	7
第14条	監督職員の立会い及び工事記録の整備等	7
第15条	支給材料及び貸与品	7
第16条	工事用地の確保等	8
第17条	基本設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	9
第18条	条件変更等	9
第19条	実施設計図書の変更	10
第20条	工事の中止	10
第20条の2	業務に係る乙の提案	10
第21条	乙の請求による工期の延長	10
第22条	甲の請求による工期の短縮等	11
第23条	工期の変更方法	11
第24条	請負代金額の変更方法等	11
第25条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	11
第26条	臨機の措置	12
第27条	一般的損害	12
第28条	第三者に及ぼした損害	12
第29条	不可抗力による損害	13
第30条	請負代金額の変更に代える実施設計図書の変更	14
第31条	検査及び引渡し	14
第32条	請負代金の支払	14
第33条	部分使用	15
第34条	前金払及び中間前金払	15

第35条	保証契約の変更	15
第36条	前払金の使用等	16
第37条	部分払	16
第38条	部分引渡し	16
第39条	債務負担行為に係る契約の特則	17
第40条	債務負担行為に係る契約の前金払の特則	17
第41条	債務負担行為に係る契約の部分払の特則	18
第42条	第三者による代理受領	18
第43条	前払金等の不払に対する本件工事中止	18
第44条	瑕疵担保	19
第44条の2	性能保証	19
第45条	履行遅滞の場合における損害金等	19
第45条の2	公共工事履行保証証券による保証の請求	19
第46条	甲の解除権	20
第46条の2	契約が解除された場合等の違約金	21
第46条の3	賠償金等の徴収	21
第47条	契約解除の通知	21
第48条	甲による任意解除	22
第49条	乙の解除権	22
第50条	解除に伴う措置	22
第51条	賃金不払等に関する措置請求	23
第52条	火災保険等	23
第53条	あっせん又は調停	23
第54条	仲裁	24
第55条	実施設計図書の確認	24
第56条	資料、報告等	24
第57条	試運転	24
第58条	個人情報の保護	24
第59条	秘密保持義務	25
第60条	補則	25

第1条 総則

- 甲及び乙は、発注図書（要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）、入札説明書及びその質問回答書）に従い、本契約（頭書を含む。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、本契約記載の工事を本契約記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 乙は、本契約若しくは基本設計図書に特別の定めがある場合を除き、本件設計を完成するために必要な一切の手段（以下「設計施工方法」という。）をその費用及び責任において定めるものとする。また、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、本契約及び基本設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
 - 4 乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、本契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
 - 6 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 本契約に定める金銭は日本円とする。
 - 8 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、基本設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 本契約及び基本設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 本契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 甲は、その意図する成果物又は工事目的物を完成させるため、本件工事等に関する指示を乙の管理技術者又は乙の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、乙の管理技術者又は乙の現場代理人は、当該指示に従い本件工事等を行わなければならない。
 - 14 本契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）と同位の順序にあるものとみなす。
 - (1) 本契約及びその質問回答書
 - (2) 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）
 - (3) 入札説明書及びその質問回答書
 - (4) 実施設計図書
 - (5) 事業提案書
 - 15 本契約における用語の定義は、本契約で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
 - (1) 「要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）」とは、本契約に基づく設計施工一括型工事を含む事業の公募において甲が公表した次期ごみ処理施設整備・運営事業に関する公募資料のうち要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）及びこれに関する質問回答書をいう。
 - (2) 「事業提案書」とは、次期ごみ処理施設整備・運営事業の公募の入札説明書に従い選定

事業者が作成し甲に提出した提案書をいう。

(3)「基本設計図書」とは、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）及び事業提案書を個別に又は総称していう。

(4)「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）第1章第4節1.2)に定めるところに従い乙が作成し甲が承諾した実施設計図書（本契約に基づく変更等により修正された書類及び図面等を含む。）をいう。

(5)「本件設計」とは、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）に定める設計に関する業務（本契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。）をいう。

(6)「本件工事」とは、要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設業務編）に定める施工に関する業務（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。）をいう。

(7)「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。

(8)「運営事業者」とは、_____をいう。

16 乙は、本契約に定められた甲乙間の協議が調わないことをもって本件工事等の遂行を拒んではならない。

第2条 関連工事の調整

甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条 請負代金内訳書及び工程表

乙は、本契約締結後14日以内に基本設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、内訳書及び工程表の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めるものがあるときは、期日を定めてこれを更正させることができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

第4条 契約の保証

乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては保証委託契約の締結後、第4号の場合においては公共工事履行保証委託契約の締結後、第5号の場合においては履行保証保険契約の締結後、直ちにそれらの保証書、保険証券等を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第4条の2 共同企業体

乙が共同企業体の場合、乙を構成する各企業は、本契約上の義務及び債務につき連帯して責任を負い、本契約上の損害については、連帯してこれを賠償するものとする。

第5条 権利義務の譲渡等

乙は、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、実施設計図書（未完成の実実施設計図書及び本件設計を行ううえで得られた記録を含む。）、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの、第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの、及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 一括委任又は一括下請負の禁止

乙は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本件設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が軽微な部分と認めるものを委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

第7条 下請負人の通知

甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第8条 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている設計の工事材料、施工方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、発注図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

- 2 乙は、請負代金額は、特許権等に係る実施権又は使用权の取得の対価、第3項の規定による実施権又は使用权の付与、並びに次条第5項の規定による成果物及び工事目的物の甲による使

用に対する対価を含むものであることを確認する。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

- 3 第1項の規定により乙が取得した特許権等に係る実施権又は使用権のうち、本契約終了後において、甲及び甲の指定する者が工事目的物を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）し、その他本事業を遂行するために必要なものについては、乙は、当該実施権又は使用権を甲及び甲の指定する者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして甲及び甲の指定する者に付与せしめる。

第8条の2 著作権の譲渡等

甲が本契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

- 2 成果物（第38条第1項において準用する第31条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）又は成果物を利用して完成した工事目的物に係る著作権者の権利の帰属は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところによる。
- 3 乙は、本契約終了の前後を問わず、甲又は甲の指定する者が成果物及び工事目的物を、次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - （1）著作権名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - （2）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - （3）工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲が自ら又は甲が委託する第三者をして成果品について、複製、頒布、展示、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること。
 - （4）工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - （5）工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - （6）その他本事業の遂行のために必要となる行為を行うこと。
- 4 乙は、本契約終了の前後を問わず、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - （1）成果物又は工事目的物の内容を公表すること。
 - （2）工事目的物に乙の実名又は変名を表示すること。
 - （3）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 甲又は甲の指定する者は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。）及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かに関わらず、甲又は甲の指定する者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。
- 6 乙は、自ら又は著作権その他の権利者をして、成果物又は工事目的物並びにそれらの使用等に係る特許権、実用新案権、著作権等の権利を第三者に譲渡し、承継し、若しくはその他の処分をし、又は譲渡させ、承継させ、若しくはその他の処分をさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の事前の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
- 7 乙は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する特許権、実用新案権、著作権その他の権利

を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。乙は、成果物若しくは本施設又はそれらの使用等が、第三者の有する権利を侵害した場合、自らの責任及び費用負担により当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

- 8 甲は、乙が実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。
- 9 甲は、請負代金が本条に基づく実施設計図書及び工事目的物の利用権の付与その他の権限の甲による取得の対価を含むものであることを確認する。

第9条 監督職員

甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、発注図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の意図する実施設計図書を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) 本契約及び要求水準書（第I編 設計・建設業務編）の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、本契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
 - (5) 本件工事に関し、本契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 乙が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 要求水準書（第I編 設計・建設業務編）及び実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、本件工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に本契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 本契約に特別の定めがある場合を除き、本契約に定める甲に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）については、発注図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、請求等が監督職員に到達した日をもって当該請求等が甲に到達したものとみなす。

第10条 現場代理人及び主任技術者等

乙は、現場代理人及び主任技術者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。なお、同条第3項の場合には専任のものとする。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に届け出なければならない。専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下

同じ。)を選定したとき同様とする。

- 2 前項の届出事項に変更があったときは、乙は変更届を甲に提出しなければならない。
- 3 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、本契約の履行に関し、第1項に掲げる者からの報告を求めることができる。

第10条の2 管理技術者

乙は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を直ちに甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、本契約の履行に関し、本件設計の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限のうち本件設計に係るものを行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、本契約の履行に関し、管理技術者からの報告を求めることができる。

第11条 履行報告

乙は、発注図書に定めるところにより、本契約の履行について甲に報告しなければならない。

第12条 工事関係者に関する措置請求

甲又は監督職員は、管理技術者、乙の使用人若しくは第6条第2項の規定により乙から本件設計を委任され若しくは請け負った者、又は現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督職員は、主任技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本件工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結

果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

第13条 工事材料の品質及び検査等

工事材料の品質については、基本設計図書及び実施設計図書に定めるところによる。基本設計図書及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、工事目的物が基本設計図書及び実施設計図書に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 乙は、基本設計図書又は実施設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第14条 監督職員の立会い及び工事記録の整備等

乙は、基本設計図書若しくは実施設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、基本設計図書又は実施設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された本件工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前二項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて基本設計図書又は実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は本件工事の施工をするときは、基本設計図書又は実施設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、甲及び監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は本件工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

第15条 支給材料及び貸与品

甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、基本設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が基本設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、基本設計図書に定めるところにより、本件工事の完成、基本設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が発注図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

第16条 工事用地の確保等

- 甲は、工事用地その他要求水準書（第I編 設計・建設業務編）において定められた本件工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が本件工事の施工上必要とする日（要求水準書（第I編 設計・建設業務編）に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 本件工事の完成、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に直ちに明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若

しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

第17条 基本設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

乙は、本件工事の施工部分が基本設計図書に適合しない場合において、甲又は監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、本件工事の施工部分が基本設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

第18条 条件変更等

乙は、本件工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書(第I編 設計・建設業務編)(質問回答除く)、要求水準書(第I編 設計・建設業務編)に対する質問回答書、並びに第1条第14項第3号に掲げる入札説明書及び質問回答書等が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 要求水準書(第I編 設計・建設業務編)に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 要求水準書(第I編 設計・建設業務編)の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書(第I編 設計・建設業務編)に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 要求水準書(第I編 設計・建設業務編)で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、実施設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し実施設計図書を訂正する必要があるものについては、甲が指示して乙が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し実施設計図書を変更する場合については、甲が指示し

て乙が行う。

- 5 前項の規定により実施設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 実施設計図書の変更

甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、本件工事等に関する指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 工事の中止

甲の責に帰すべき事由のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、本件工事の中止内容を直ちに乙に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事の中止内容を乙に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前二項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条の2 業務に係る乙の提案

乙は、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）又は実施設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書（第I編 設計・建設業務編）又は実施設計図書の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）の変更を乙に通知し、又は乙に実施設計図書を変更させることができる。
- 3 甲は、前項の規定により要求水準書（第I編 設計・建設業務編）及び実施設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

第21条 乙の請求による工期の延長

乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に本件工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、

工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条 甲の請求による工期の短縮等

甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、本契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は甲の故意若しくは過失により乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条 工期の変更方法

工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第24条 請負代金額の変更方法等

請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 本契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

第25条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

甲又は乙は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第26条 臨機の措置

- 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

第27条 一般的損害

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

第28条 第三者に及ぼした損害

- 本件工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担し

なければならない。ただし、その損害のうち本件工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことその他乙の責に帰すべき事由により生じたものについては、乙が負担する。

- 3 前二項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

第29条 不可抗力による損害

工事目的物の引渡し前に、天災等（基本設計図書又は実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下この条文において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことその他乙の責に帰すべき事由に基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、第4項から第6項までの規定に従い、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第3項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の本件工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（1）工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で第13条第1項に定める品質を有すると認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3）仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で要求水準書（第I編 設計・建設業務編）に定める基準に合致し、かつ本事業における設置又は使用が通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

（4）本件設計の出来形部分

損害を受けた本件設計の出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力によ

る損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第30条 請負代金額の変更に代える実施設計図書の変更

甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて実施設計図書を変更することができる。この場合において、実施設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第31条 検査及び引渡し

乙は、本件工事を完成したときは、完成図書を添えてその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）及び実施設計図書に定めるところにより、本件工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって本件工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、本件工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

第32条 請負代金の支払

乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、甲は、同項の請負代金の額にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経

過した日から検査をした日までの期間の日数は、第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第33条 部分使用

甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第34条 前金払及び中間前金払

乙は、保証事業会社と、本契約記載の本件工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、前払金の支払いを決定したときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを甲に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第35条 保証契約の変更

乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する

- 場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第36条 前払金の使用等

乙は、前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第37条 部分払

乙は、本件工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては要求水準書（第I編 設計・建設業務編）で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中（ ）回を超えることはできない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、発注図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

第38条 部分引渡し

工事目的物について、甲が要求水準書（第I編 設計・建設業務編）において本件工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「本件工事」とあるのは「指定部分に係る本件工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、

これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\begin{aligned} & \text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ & \quad \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) \end{aligned}$$

第 39 条 債務負担行為に係る契約の特則

債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第 40 条 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 34 条中「本契約記載の本件工事完成の時期」とあるのは「本契約記載の本件工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第 34 条及び第 35 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 37 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が発注図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が発注図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分（円以内）を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、乙

は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

第41条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則

債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

- 2 本契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10$$

－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－ {請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}

×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

第42条 第三者による代理受領

乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

第43条 前払金等の不払に対する本件工事中止

乙は、乙の責に帰すべき事由なく甲が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本件工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が本件工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本件工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第44条 瑕疵担保

甲は、成果物又は工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）に定める期間までに行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、成果物又は工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、成果物又は工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながら又は知り得べきでありながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第44条の2 性能保証

乙は、工事目的物が第31条の引渡しの時において基本設計図書及び実施設計図書に規定された性能を有することを保証し、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）第1章第7節に定めるところに従い性能保証の責任を負担する。

- 2 前条第5項は前項の場合に準用する。

第45条 履行遅滞の場合における損害金等

乙の責に帰すべき事由により工期内に本件工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
- 4 第1項の場合において、甲は、乙の債務不履行により実際に生じた損害が第2項の金額を上回る場合には、乙に対し、実際に生じた損害の賠償を請求することができる。

第45条の2 公共工事履行保証証券による保証の請求

第4条第1項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者等を選定し、本件工事等を完成さ

せるよう請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者等（以下「代替履行业者」という。）から甲に対して、本契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 本件工事等の完成債務
 - (3) 瑕疵担保債務（乙が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他本契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により乙が実施した本件工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 甲は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合には、代替履行业者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第46条 甲の解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、本件工事に着手すべき期日を過ぎても本件工事に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項又は第10条の2第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第49条第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (6) 契約締結後、談合の事実があったと認められる場合で、公正入札調査会議で本契約を解除すると判断したとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第46条の2 契約が解除された場合等の違約金

次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始のあった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条の3 賠償金等の徴収

乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第47条 契約解除の通知

甲は、第46条又は第46条の2第2項の規定により乙との契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに

生ずるものとする。

第48条 甲による任意解除

- 1 甲は、工事が完成するまでの間は、第46条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第49条 乙の解除権

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により実施設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による本件工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

第50条 解除に伴う措置

甲は、本契約が解除された場合において、本件設計の既に完了した部分（以下本条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分及び本件工事の出来形部分を検査した上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の既履行部分又は出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 乙は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、本契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第46条又は第46条の2第2項の規定によるときは甲が定め、前二条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

第51条 賃金不払等に関する措置請求

甲は、乙の下請負人が当該工事に対する賃金の支払いを遅滞した場合において、必要があると認められるときは、乙に対して支払いを遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払いすること、その他の適切な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲は、乙の下請負人が、当該工事の施工に関し、他人に損害を加えた場合において、必要があると認められるときは、乙に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払いすること、その他の適切な措置等をとるべきことを請求することができる。

第52条 火災保険等

乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を入札説明書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

第53条 あっせん又は調停

本契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他本契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術

者その他乙が本件工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の本件工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第54条 管轄裁判所

甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、千葉地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

第55条 実施設計図書の確認

乙は、本件設計に関し、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）及び全体工程表に従い、実施設計図書を提出しなければならない。

- 2 甲は、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）に従い、提出を受けた実施設計図書の内容を確認するものとする。
- 3 乙は、本条に従い甲が実施設計図書の確認を実施したことをもって、第44条及び第44条の2の責任を免れることはできない。

第56条 資料、報告等

甲は、本契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 甲は、乙が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

第57条 試運転

乙は、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）に従い、試運転を実施しなければならない。その際、一定期間を運営事業者の作業従業者の運転指導及び教育を兼ねて工事目的物について試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）を実施しなければならない。

- 2 正式引渡までの試運転及び運転指導に必要な全ての費用は、要求水準書（第I編 設計・建設業務編）第1章第6節3. に示す甲乙の負担区分とする。
- 3 乙は、試運転期間中に工事目的物において発電される電力及び工事目的物において発電される電力を第三者に対して販売することができる。当該販売による収入は甲に帰属する。

第58条 個人情報保護

乙は、本契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を適用し、これらの規定に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件設計又は本件工事を開始する際に、本件設計又は本件工事の従事者に本件設計又は本件工事の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること

- (2) 本件設計又は本件工事の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を甲が指定した目的以外に使用せず、また、第三者に提供しないこと
- (3) 甲の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと
- (4) 甲の許可なく関係資料を甲が指定する場所以外へ持ち出さないこと
- (5) 本件設計又は本件工事の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告すること
- (6) 本件設計又は本件工事が完了したときは、直ちに関係資料を甲に返還すること
- (7) 本件設計又は本件工事が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製にかかる情報を消去しなければならない。

第59条 秘密保持義務

第1条第4項に基づき、甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 本契約で公表、開示等することができると規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (4) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 甲及び乙が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲及び乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する乙又は運営事業者の下請企業に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、甲の関係機関及び関係者に開示する場合
- (6) 甲が、本事業に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

第60条 補則

本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

[以下、余白]